

行田都市計画

(行田市・南河原村)

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の決定 案の縦覧	平成15年12月9日から 平成15年12月24日まで	
都市計画の決定 告示	平成16年4月27日	
埼	玉	県

目 次

1．都市計画の目標	
（1）当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
（2）地域毎の市街地像	2
2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
（1）区域区分の決定の有無	3
（2）区域区分の方針	
都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口	3
産業の規模	3
市街化区域のおおむねの規模	4
3．主要な都市計画の決定の方針	
（1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
主要用途の配置の方針	5
市街地における建築物の密度の構成に関する方針	7
市街地における住宅建設の方針	8
市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	9
市街化調整区域の土地利用の方針	10
（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
交通施設の都市計画の決定の方針	11
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	13
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
（3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
主要な市街地開発事業の決定の方針	15
（4）自然的・歴史的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
基本方針.....	16
主要な緑地の配置の方針.....	17
実現のための具体の都市計画制度の方針	18
主要な緑地の確保目標	18
4．都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図	

1. 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

本区域は、埼玉県北部、都心から約60Km圏に位置し、ほぼ全域が関東平野の平坦な地形となっている。北部に西から東へ利根川が流れ、荒川、忍川及び星川などの河川が流れている。

鉄道は、南西部にJR高崎線が通り、熊谷、高崎方面及びさいたま方面と連絡し、ほぼ中央部には、西から北東方向に秩父鉄道が、熊谷、秩父方面及び羽生方面と連絡するなど、通勤・通学の主要な交通機関となっている。また、道路は、一般国道17号がJR高崎線と平行し、一般国道17号熊谷バイパスが北西方向から南東方向に通り、熊谷、伊勢崎方面及びさいたま方面を結び、一般国道125号及び一般国道125号行田バイパスが東西方向に横断し、熊谷、加須方面と連絡している。

この区域は、古くは県名発祥の地とされるさきたま古墳群に見られるように、早くから開けたところであり、江戸時代には忍城の築城を機に城下町が形成され、江戸時代末期から伝わったといわれる足袋づくりが明治から昭和にかけて地場産業として発展し、「行田の足袋」として全国的にも有名であり、現在も市街地に家内工場が点在している。また、昭和30年代後半から土地区画整理事業や民間開発が急速に進み、JR高崎線行田駅周辺に市街地が形成されてきた。

南河原地域については、農業を主な産業として発展してきた。昭和30年頃から農閑期の副業としてのスリッパの産業が地場産業として発展し、産業従事者の安定確保のため住宅を建設するなど、市街地が形成されてきた。

一方、利根川、忍川、星川及び武蔵水路などの豊かな水辺環境や河川周辺には優良な農地などの田園風景が広がり、既存集落については、屋敷林などの緑豊かな自然環境に恵まれている。また、さきたま古墳群、忍城址、石田堤、武蔵型板碑及び古代蓮などの地域固有の史跡や文化財などが多く存在し、これらの豊富な水と緑や歴史・文化などの地域資源を生かしながらまちづくりを進める必要がある。

このようなことから、本区域は「水と緑：個性あふれる文化都市」を目標として、住民とともに人間性豊かな特色あるまちづくりを進めるため、将来に向けての都市づくりの基本的方向を次のとおり設定する。

快適で住みよいまち

健康で幸せなまち

個性を伸ばす教育と文化を育てるまち

産業を振興し、豊かなまち

心ふれあうまち

(2) 地域毎の市街地像

行田市駅周辺は、本区域の中心市街地として、既存の商業施設の活性化や集積を促進し、景観に配慮した快適な都市環境の創出と良好な居住環境を備えた市街地の形成を図る。特に、^{あし}惣地域や行田地域の一般国道 125 号沿いの周辺地域は、電線類の地中化事業により、歩道に、かわら版や^{わらべ}童などのモニュメントが設置されており、城下町の風情を保全・活用し、魅力的な商業業務地の形成を図る。

行田地域や^{てんま}天満地域などについては、社寺や蔵などの歴史的な建築物が点在していることから、これらの歴史的資源を生かした落ち着いたある住宅地の形成を図る。

特に、行田市駅北口周辺の谷郷地域は、道路や公園などの都市基盤整備を促進し、周辺環境と調和した緑豊かで良好な住宅地の形成を図る。

行田駅周辺は、南の玄関口としてふさわしい商業業務の集積や活性化を促進し、賑わいのある利便性の高い商業業務地の形成を図る。

東行田駅周辺については、商業施設の集積を促進し、日常購買をまかなう商業地の形成を図る。

清水町地域は、道路や公園などの都市基盤が整備され、閑静な住宅地を形成していることから、今後も良好な居住環境の維持・保全を図る。また、門井町、棚田町、西新町地域などについては、土地区画整理事業などにより都市基盤が整った地域であり、今後も良好な居住環境を維持する。

南河原地域については、道路や歩道などの都市基盤を整備し、公共機能や商業機能がある安全で利便性の高い住宅地の形成を図る。

富士見工業団地は、周辺の環境に配慮しながら良好な工業地の保全を図る。

長野工業団地は、優良企業の早期誘致を図り、周辺の環境と調和をとりつつ、企業ニーズにあった産業基盤の整備など魅力的な工業地の形成を図る。

行田みなみ産業団地については、周辺環境と調和を図りながら産業の集積を図り、良好な工業地の形成を図る。

その他、利根川やその周辺に広がる農地及び屋敷林、また、さきたま古墳公園や古代蓮の里など、豊かな自然環境や歴史的資源などに恵まれていることから、今後も、これらの貴重な自然と農地などを保全・活用し、既存の集落における良好な住環境と調和のとれた地域を形成する。

2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号のイに基づき、本都市計画に区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

区 分		年 次	
		平成12年	平成22年
都市計画区域内人口		90.5千人	おおむね 92.2千人
市街化区域内人口		57.1千人	おおむね 58.8千人

なお、平成22年においては、上表の外に、県北広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

産業の規模

区 分		年 次	
		平成12年	平成22年
規模	製造品出荷額	2,727億円	1,995億円
	商品販売額	1,614億円	1,251億円

区 分		年 次	
		平成12年	平成22年
就 業 構 造	第一次産業	2.2千人 (5%)	1.9千人 (4%)
	第二次産業	17.5千人 (38%)	15.2千人 (31%)
	第三次産業	26.3千人 (57%)	31.4千人 (65%)
	合 計	46.0千人 (100%)	48.5千人 (100%)

市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成22年 (基準年の10年後)
市街化区域面積	おおむね1,160ha

(注)市街化区域面積は、平成22年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域では、依然として住工が混在する地域があることや高齢化の進展と商業環境の変化等を背景として市街地の空洞化といった問題が顕在化しつつある。

そのため、住民と産業及び自然環境の調和を図りつつ、質の高い住環境の実現と都市機能の充実を図る必要がある。

また、住宅等と混在立地している被服・縫製等の関連企業は周辺の環境等を勘案しつつ保護するものとするが、市街地における土地利用の純化・高度利用を図るため、今後、企業の共同化、工業地への移転に努める。

そこで、地域の特性を活かしながら秩序ある土地利用と効率的な用途配置を図るため地区毎の方針を以下のように設定する。

主要用途の配置の方針

用 途	地 区 名	方 針
商業業務地	行田市駅周辺地区 及び忍・行田の一般 国道125号沿道	本地区は古くからの伝統的中心市街地であり、行田市役所をはじめとする公共公益施設と商業・業務機能が集積しているが、近年商業地の魅力不足による求心力の低下も見られる。 今後も本区域における商業・業務の中心地区として位置付け、公共公益施設の機能強化や土地の合理的かつ健全な高度利用、個性ある店並みの景観形成、不燃化促進等を進め安全で魅力的な商業業務地として配置する。
	行田駅周辺地区	東京都心につながるまちの顔として基盤整備が行われており、これに伴う人口増加に対応するため日常の購買需要をまかなう地区中心的な商業地を配置する。また、行田市駅周辺の既存の中心市街地とは異なる役割を持つ地区として、区域住民の機動性の要と位置付け、駅前を中心とした商業・文化の複合核として配置する。
	東行田駅周辺地区	中心市街地に隣接する住宅市街地の副次的拠点として、日常購買及びサービス施設による商業地として配置する。

用途	地区名	方針
工業地	富士見工業団地周辺地区	中心市街地の東側にあり、面整備済みである。この地区を中心とした周辺の既存準工業地域は、周囲の生活環境・自然環境と調和を考慮しながら工場地としての利便を図り、本区域の活力を担う中核的な工業地として配置する。
	長野工業団地周辺地区	富士見工業団地の南側に位置し、工業系の土地利用に資するため土地区画整理事業を行った地区である。今後は生産活動基盤の魅力化を図り工場を誘致するとともに周辺の業務・住宅地との調和に配慮するものとする。
	持田インター周辺地区	秩父鉄道持田駅の西にあり、一般国道17号(熊谷バイパス)と一般国道125号の交通結節点にある。周辺環境を勘案しつつ、工業地として配置する。
	行田みなみ産業団地周辺地区	首都圏外縁部としての立地を活かして企業を誘致し、地区周辺の生活環境及び自然環境との調和を図りながら、工業系の用途を配置する。
住宅地	行田・天満及び行田市北口縁辺の谷郷周辺地区	既存の中心商業・業務地区の周辺にあり、東側に工業地が立地しているため住宅、工業が混在している。今後、住宅地としての環境を整備するため、工業の移転を促進し、土地利用の純化を図りつつ、中高層な住宅地として配置する。
	清水町地域及び門井町・棚田町・西新町周辺地区	行田駅の南北に広がる地域で、住居系に特化した土地区画整理事業が施行済みであり、都心への窓口といった高い立地条件を活かし、良好な住環境を保持した住宅地として配置する。
	南河原村役場周辺地区	用途の純化を図りつつ、良好な住宅を配置するとともに、環境と共生した住宅地として配置する。

市街地における建築物の密度の構成に関する方針

市街地の効率的な土地利用を実現するため、地区の特性に十分配慮しながら秩序ある都市空間を創出するとともに、良好な住環境の確保や美しい街並みの形成など、快適な都市空間の実現に向けて、主要用途別に地区毎の密度構成を次のとおり設定する。

用途	地区名	方針
商業業務地	行田市駅周辺地区及び忍・行田の一般国道125号沿道	本区域における商業・業務の中心地区として商店街の空洞化への対応も考慮しながら高密度な商業業務地とする。
工業地	富士見工業団地周辺地区	基盤整備に伴う有効な土地利用を促進するため、用途純化を目指す中密度な工業専用系工業地とする。
	長野工業団地周辺地区	周辺の業務・住宅地との調和に配慮しつつ、用途純化を目指す中密度な工業専用系工業地とする。
	持田インター周辺地区	交通結節点にある特性を生かし、周辺の住環境に配慮する中密度な軽工業系工業地とする。
	行田みなみ産業団地周辺地区	地区周辺の生活環境及び自然環境との調和に配慮した中密度な工業専用系工業地とする。
住宅地	行田・天満及び行田市北口縁辺の谷郷周辺地区	軽工業の移転を促進し良好な住環境の形成を図ることを基本とし、土地の有効利用を図りつつ中高密度の住宅地とする。
	清水町及び門井町・棚田町・西新町周辺地区	周辺自然環境と調和した良好な住環境を維持保全するため、低密度住宅地として配置する。

市街地における住宅建設の方針

(1) 住宅建設の目標

(ア) 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり

安全・利便・快適な基本的都市環境が整い、介護保険制度等福祉施策と地域社会が連携し、高齢者の自立と子育ての支援が得られ、住宅は世代を問わず一定水準以上のものが適正な負担で確保できる。

このような、すべての住民が安心して住み続けられ、社会参加できるまちを目指す。

(イ) 豊かさを実感できる住まい・まちづくり

各世代、多様な価値観を持った人々のニーズに対応し、まちの特性を活かした、一定以上の水準を持ったストックが確保されることによって、ゆとりある生活を送れるまちを目指す。

(ウ) 循環型社会に対応した住まい・まちづくり

適正な住宅管理による省資源・エネルギー化と建設資材の再資源化による廃棄物の抑制を図り、豊かな自然と調和した、環境共生型のまちづくりを目指す。

(エ) パートナースhipで築く住まい・まちづくり

住民や行政、専門家との連携により街並み景観や自然・歴史資源を活かして住環境の質を高めるなど、住民、団体などからのまちづくりへの参画が図りやすいまちづくりを目指す。

(2) 住宅建設のための施策の概要

(ア) 高齢化社会に対応した住環境の形成

- ・ユニバーサルデザイン等による住居・まちづくり
- ・高齢者の住居の安定
- ・安全な住環境への誘導

(イ) 居住水準の向上

- ・魅力ある住宅地の形成
- ・本区域の特性を生かした住環境形成
- ・住工混在の解消

(ウ) 環境負荷の軽減

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の普及
- ・建設系廃棄物リサイクルに係る建設業者への指導啓発
- ・廃棄物量抑制に係る研究

(エ) まちづくりのルール・しくみづくり

- ・住民主体のまちづくりのルールづくり
- ・各種支援制度の充実

市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

本区域の中心市街地である行田市駅周辺では、地域の活性化に向けた都市機能の集積、強化が重要であり、また周辺市街地で住宅の老朽化や過密化、地区サービス道路の未整備、住宅と工場の混在等により居住環境が適正でない市街地の基盤整備や工場の再配置促進及び防災面を重視した生活環境の向上が必要である。

更に、旧市街地周辺では市街地開発事業による都市基盤整備を進めるとともに地区計画等により良好な環境整備が求められている。

また、市街地の防災性の向上を図るため、都市基盤施設の整備状況や建築物の建て詰め状況などを勘案し、防火・準防火地域を指定するなど必要な施策を総合的に実施し、安全なまちづくりを推進する。

このようなことから、市街地において特に配慮すべき土地利用を次のように定める。

1) 土地の高度利用に関する方針

地区名	方針
行田市駅周辺地区	既存の商業・業務機能の集積を生かしながら魅力ある中心地区づくりを行うため、都市機能強化や高度利用、基盤整備を推進する。

2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区の土地利用の現状や動向、また、目指すべき市街地像に対応した秩序ある土地利用の形成を図るため、用途転換、用途純化又は用途の複合化が必要な地区について用途地域の変更や地区計画などの活用により、計画的かつ適正な用途の誘導に努める。また、住工混在地区については、都市基盤の整備を図るとともに、工場の適切な誘導により用途の純化を進める。

地区名	方針
行田市駅周辺地区及び持田インター周辺地区	商業・業務施設又は工業施設の集積と都市機能の充実を図るため、基盤整備を推進し、用途の純化を進める。

市街化調整区域の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の農地は、水田が大きな比重を占め、生産性の高い優良な農地であることから、これらの農地の保全に努める。特に、見沼代用水、星川、忍川の周辺地区は生産性の高い優良な集団農地を形成しており、今後とも農地として保全に努める。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

忍川等に沿った低地部及び浸水被害の生じやすい低地部は、市街化を抑制し保全を図る。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川河川敷及び本区域南部のさきたま古墳群周辺を、自然地として今後とも保全に努める。なお、河川敷の保全にあたっては、河川の計画との整合を図るものとする。

4) 秩序ある都市的利用の実現に関する方針

既存の集落において、地域社会のコミュニティなどの住環境の維持を基本とし、住宅、小規模店舗等の立地が可能な土地の区域として、農林関係部局等と調整し、周辺環境と調和した土地利用を図る。

市町村の基本構想に基づいて策定された土地利用に関する計画に即して指定する産業系の施設の立地が可能な土地の区域は、農林関係部局等と調整し、周辺環境と調和した土地利用を図る。

旧暫定逆線引き区域*については、住民の合意形成を図り、計画的なまちづくりを進める。なお、旧暫定逆線引き区域のうち無秩序な開発が進む恐れがなく今後とも営農環境を保全すべき地区等については、住民の合意形成を図り、今後とも自然・農業・集落環境を保全しつつ、周辺の環境と調和したゆとりある居住環境等の形成又は維持・保全を行う。

* 旧暫定逆線引き区域

第5回区域区分見直しにより暫定逆線引きの運用が廃止されたため、旧暫定逆線引き区域としたものである。

また、暫定逆線引きとは、計画的市街化を図るべき市街化区域内に、都市基盤が未整備なままミニ開発等による不良市街地が形成されるとともに、計画的な市街地整備の見通しが明確でない農地等が相当量残存していたことから、当分の間、計画的な市街地整備が行われる見込みのない地区を、用途地域の指定を残したまま、一旦、市街化調整区域に編入し、その後、土地区画整理事業等の実施が確実にした時点で市街化区域に再編入するという方式である。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

a. 交通体系の整備の方針

本区域は埼玉県北部の拠点として発展してきたところであり、熊谷・鴻巣方面、加須・羽生方面を結ぶ交通の要衝である。本区域の自動車交通は、北西から南東にのびる一般国道17号熊谷バイパスと南西部を通る一般国道17号が熊谷、伊勢崎及びさいたま市方面を連絡し、市街化区域北端部に接する一般国道125号行田バイパスと市街地の中央部を東西に横断する一般国道125号が熊谷、加須方面を結んでいる。

また通勤・通学客の主要な交通機関である鉄道交通は、南西部を通過するJR高崎線が高崎、上野方面を連絡し、秩父、羽生間を結ぶ秩父鉄道が中央部を東西に横断している。

これらの交通の集中に対する都市交通施設の整備などが課題となっており、都市構造、都市活動を考慮して、総合的な交通体系の確立に努める必要があり、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

ア 効率的な道路網を形成するとともに、公共交通機関の活用を積極的に進め、総合的な交通体系を確立する。

イ 広域的な交流・連携を強化するため広域交通ネットワークの充実を図る。

ウ 密集している市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。

エ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインに配慮し、計画的かつ段階的整備を行う。

オ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。

b. 整備水準の目標

おおむね20年後の実現を目指す整備水準を次のとおりとする。

種 別	整 備 水 準 の 目 標
道 路	平成12年度末現在 $1.8 \text{ km} / \text{km}^2$ が整備されているが、今後、基本方針に基づき整備の促進を図り、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路をあわせ、おおむね20年後には、市街地全体として $3.5 \text{ km} / \text{km}^2$ になることを目標として整備を進める。

2) 主要な施設の配置の方針

a. 道路

本区域は、埼玉県北部の交通の要衝であり、生活圏の拡大による広域的な交通需要に対応できる十分な道路配置を図るとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、既存の道路の機能向上を含め、次の方針により幹線道路を配置する。

種別	方針
広域交通	都市計画道路 3・1・1 号熊谷バイパス（一般国道 17 号バイパス） “ 3・3・2 号国道 125 号行田バイパス “ 3・4・4 号国道 17 号 “ 3・5・10 号国道 125 号
都市内交通	市街地のパターン及び土地利用を勘案し、都市における各地区間の交通を円滑に処理するため、各地区に集中発生する交通量に応じて都市計画道路を配置し、ネットワークとして効率を高めるよう道路網を配置する。 南北方向路線：都市計画道路 3・5・11 号行田駅通古墳群線 “ 3・5・14 号常盤通佐間線 “ 3・4・5 号行田市駅北口線 東西方向路線： “ 3・4・3 号南大通線 “ 3・6・13 号行田市駅前通北谷線 “ 3・4・8 号古代蓮の里通線

b. 鉄道

JR 高崎線は都心及び高崎方面に、また、秩父鉄道は秩父及び羽生方面にそれぞれ連絡し、通勤通学の主要な交通手段を担う配置となっている。

c. その他

駅周辺及び商業業務地における路上駐車や放置自転車等の問題に対処するため、行政、住民及び企業が一体の駐車・駐輪対策を行うとともに、必要に応じて公共駐車場及び駐輪場を配置する。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	路線名等
道路	・都市間を結ぶ路線 都市計画道路 3・4・8 号古代蓮の里通線 ・駅周辺及び駅へのアクセスに対処する路線の整備 都市計画道路 3・4・3 号南大通線 “ 3・4・5 号行田市駅北口線 “ 3・5・14 号常盤通佐間線 “ 3・6・13 号行田市駅前通北谷線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

1)基本方針

a . 下水道及び河川の整備の方針

将来の人口規模や都市活動の集積に対応して、環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案して下水道及び河川整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

平成12年度末

都市計画区域内下水道普及率	46.4%
---------------	-------

ア 下水道の整備については、市街化の動向及び都市基盤整備との整合を十分に図るとともに、雨水排水については、河川改修との整合を図る。

イ 流域下水道など効率的な整備を行う。

ウ 市街地における雨水排除のため、河川改修と整合を図りながら排水施設等の整備を図っていく。

エ 河川については、河道等の治水施設の整備を図るとともに、流域貯留浸透施設の設置等、総合的な治水対策を図る。

b . 整備水準の目標

おおむね20年後の実現を目指す整備水準を次のとおりとする。

種別	整備水準の目標
下水道	汚水：おおむね10年後には、持田・長野・富士見町地区の整備に努める。 また、おおむね20年後には、市街地のほぼ全域において下水道の整備を図る。

2)主要な施設の配置の方針

a 下水道

荒川流域別下水道整備総合計画及び中川流域別下水道整備総合計画に基づき、荒川左岸北部流域下水道の計画区域 汚水（全体計画区域：2,855ha）、雨水（全体計画区域：2,855ha）を配置する。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備をする予定の主要な施設は、次のとおりとする。

公共下水道	汚水：熊谷第5処理分区、元荒川第6、7処理分区、 元荒川第10処理分区(分流区域)
-------	--

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

1)基本方針

今後の人口の動向を勘案し、本区域内住民が快適で文化的な生活を営むために必要な公共施設を確保することを目標とする。

2)主要な施設の配置の方針

施設名	方 針
ごみ処理施設	住民の日常生活等により排出されるごみ等は、量的増大、質的多様化をしてきていることから、処理施設の整備、処理方法の改善、埋め立て地の確保等を図る。

3)主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	名 称
ごみ焼却 ごみ処理場	彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

当区域は秩父鉄道行田市駅を中心に市街地が形成されており、中心的商業業務地としての都市機能と魅力ある都市空間の形成を図るために、市街地開発事業等の面的整備のほか、地区計画等に基づく計画的な整備を推進し、土地の高度利用を図る。

上記方針に基づき本区域内で市街地開発事業を行うべき主要な区域は次のとおりである。

地区名	方針
行田市駅北口地区	駅周辺に無秩序な市街地が形成されつつあるため都市基盤整備を推進し、周辺環境に調和した良好な住宅地の形成を図る。
持田地区	未整備地が集団的に残っているため、計画的な市街地整備を早期に実施し、良好な住環境の形成を図る。
長野地区	現在施行中の土地区画整理事業を早期に完了し、地区計画等により計画的な土地利用の誘導を行い、工業地としての環境形成を図る。
南河原村役場周辺地区	村役場周辺の既存集落を宅地化が進行する前に、計画的な市街地整備を進め、公共機能や商業機能があり、利便性の高い住宅地の形成を図る。

(4) 自然的・歴史的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は、関東平野の中心に位置し、北に利根川、南に荒川の二大河川に挟まれた平坦地である。見沼代用水、星川、忍川の周辺地区は、生産性の高い集団優良農地が形成され、東部のさきたま古墳群周辺及び忍城跡の水城公園と合わせて、本区域の自然景観の骨格をなしている。今後、都市化が発展する中で、こうした自然環境を保全するとともに、近年のスポーツ、レクリエーション需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため各種機能に応じて公園、緑地を配置し、良好な環境づくりを目指す。

・緑地の確保目標水準

緑地確保目標量 (平成32年)	都市計画区域に対する割合
3,001ha	44.6%

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成12年	平成32年
都市計画区域内人口 1人当たりの目標水準	15.2m ² /人	26.6m ² /人

主要な緑地の配置の方針

本区域には、さきたま古墳公園や北部の利根川河川敷などの良好な緑があり、これらの豊富な地域資源を活用し、ネットワーク化によって本区域の個性を表現し、住む人も訪れる人も身近に安らぎを感じられる空間の創出に努める。

配置計画	地域名等	方 針
環境保全系統の配置	忍川 水城公園と周辺の 緑地	都市の骨格を成し、良好な水辺空間を形成する地域であるため、河川計画との整合を図りながら緑地の保全・整備を図り、忍川を軸とした緑のネットワーク形成を進める。
	利根川周辺の緑地 が点在する社寺の 境内緑地	価値ある環境構成要素として、その保全を図る。
レクリエーション系統の配置	地 域 全 域	近年のレクリエーション需要に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して、公園、緑地等を適切に配置整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。 また、週末のレクリエーションに対応するものとして、自然的要素の高い緑地の確保、整備を図る。 さらに、これらを相互につなぐためのサイクリングロードの整備や緑道のネットワーク形成を図る。
防災系統の配置	地 域 全 域	災害発生時における避難困難地域を解消するため、地域防災計画との整合を図って、公園、緑道を適正に配置し安全な避難路を確保する。
景観構成系統の配置	地 域 全 域	利根川の豊かな水と広大な田園が生み出す緑を保全する。 また、さきたま古墳群周辺及び市街地内に分布する社寺林、屋敷林等の都市の景観に資する緑地の整備、保全を図る。
総合的な緑地の配置	地 域 全 域	快適な生活環境を確保するため、忍城跡地周辺市街地から放射状に展開する緑地を中心として、環境保全レクリエーション、防災、景観形成等の各機能を総合的に勘案し、地区の特性を活かした公園、緑地を配置し、その保全、整備を図るものとする。

実現のための具体の都市計画制度の方針

特に良好な樹林地に対しては、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定により、積極的に緑地保全を図る。また公園・緑地の種類別方針は以下のとおりである。

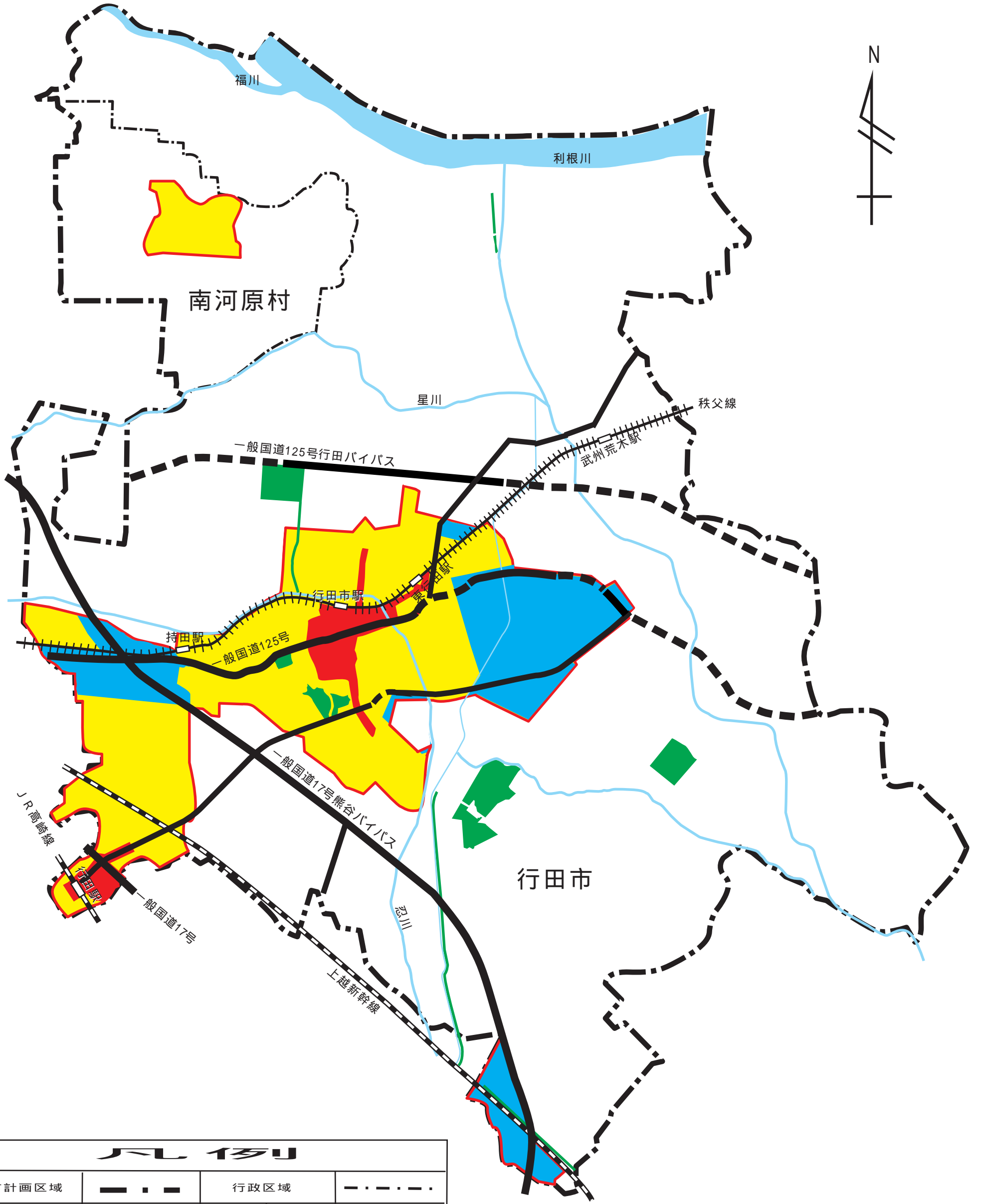
公園・緑地等の種類	配置方針
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し、1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し、1カ所当たりの面積2haを標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し、1カ所面積4haを標準として配置する。
総合公園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し、都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
特殊公園	市街地の周辺部に分布する緑地のうち郷土景観の特性を有する地区については、風致公園として位置付けるものとする。
その他	河川の計画と整合を図りながら河川敷については、スポーツ、余暇の複合的活用を図り、特色あるレクリエーション施設としての利用を検討するものとする。

主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備を予定する公園緑地等は、次のとおりとする。

種別	名称	等
総合公園	行田市総合公園	16.9ha
広域公園	さきたま古墳公園	97.0ha
緑道	かすが緑道	0.9ha
	行田・川里緑道	3.3ha

行田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例				
都市計画区域	— · — ·	行政区域	— · — · — ·	
市街化区域	—	広域交通	整備済	—
商業業務地	■		未整備	■ ■ ■
工業地・流通業務地	■	鉄道	— — — —	
住宅地	■	公園緑地・緑道等	■ ■	